第五管区海上保安本部

明石海峡におけるAISバーチャル航路標識の実用化実験の継続

第五管区海上保安本部が、明石海峡航路東口付近における船舶交通の整流を図ることを目的として、本年4月から開始したAISバーチャル航路標識の実用化実験について、AIS搭載船舶の航跡の分析及び船舶運航者等へのアンケート調査を実施し、その効果を検証しました。その結果、バーチャル航路標識を視認した操船者の約8割強の方から有効との回答があったことや航跡の分析には年間を通して前年度と比較検証する必要があることから実験を来年3月末日まで（予定）継続することにしました。

◆ 実験内容

- **目的**
  明石海峡航路東方の経路指定の基点を AISバーチャル航路標識（以下「バーチャル航路標識」という。）で表示し、航行指標としての有効性等を検証することで、AIS航路標識の実用化に資する。
- **バーチャル航路標識信号の送信場所**
  ・大阪湾海上交通センター
- **バーチャル航路標識の表示位置**
  ・明石海峡航路北東方（下図のとおり）
  ＊当該位置には、平成22年6月24日から平成23年2月22日までの間、「明石海峡航路北東方仮設灯浮標」が設置されていました。
- **表示期間**
  ・平成24年4月17日1200から平成25年3月末日まで（予定）
- **留意事項**
  ・バーチャル航路標識の表示シンボルは、船舶搭載のAIS装置の機種によって異なる場合があります。
  ・初期型のAIS装置においては、シンボルが表示されない場合があります。
  ・表示されるバーチャル航路標識は、海上交通センターがAISによって提供する航行の安全に関する情報として位置づけられます。

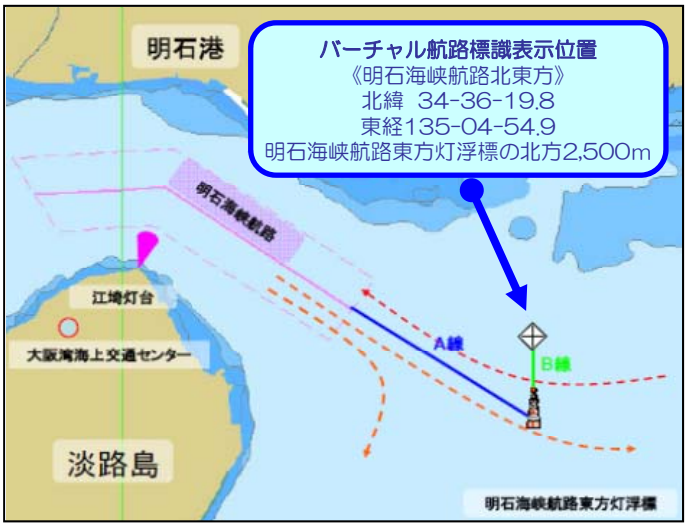

【明石海峡航路東口付近の航法】

●東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること。

●明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること。

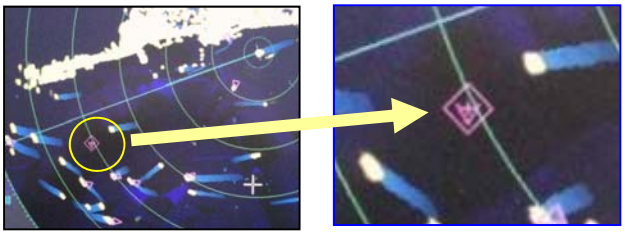

レーダー装置（AIS重畳）での表示例

●問い合せ先：第五管区海上保安本部交通部企画課０７８－３３１－２７１０（直通）（平日 09:00～17:00）

●インターネットによる情報：

- 第五管区海上保安本部ＨＰ　http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/
- 沿岸域情報提供システム（ＭＩＣＳ）　http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/
- 大阪湾海上交通センターＨＰ　http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/
- 五管区水路通報　http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm